

エートス協同組合との「災害時等における車両の移動等に関する協定」の締結について

1. 概要

本市内において、災害が発生した際に、円滑な車両の移動等の要請を行うため、手続きや台数等を事前に定めたものです。

確認書にある通り、30 台までは無償で車両移動を行われ、また、協議により台数の変更は可能となります。

2. 目的

災害時、被害拡大防止及び市内道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資するものです。

災害時には、車両が放置され、道路を塞ぐことになります。また、流された車両等が指定避難所等の入り口を塞ぐことも考えられます。そういった車両を、レッカー車による移動、また、移動した車両の保管をしてもらえるものです。協定を締結していることで、道路啓開がスムーズに行え、救助や復旧復興に関する車両等が早期に通行可能となります。

3. 協定締結効果

災害時、車両の移動に関する協定の締結はありません。本協定により、災害時に道や避難所が車両により塞がっている状態を解消することができます。また、同じく被災して、車両の移動等活動が全くできないといったリスクについて、本協定先のエートス協同組合の特性上分散されていると考えられ、以上のことから本協定は災害時の救助活動や復旧復興への効果が高いものです。

災害時等における車両の移動等に関する協定書

栗東市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、栗東市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時等における被害拡大防止及び甲の区域内道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害
- (2) 車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

（業務内容及び対象区域）

第3条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動および保管
- (2) 前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動及び保管
- (3) 前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- (4) 所有者等の検索、及び車両処分等の支援
- (5) 自動車等の貸出
- (6) 防災の啓発（訓練への参加等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と認めたもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 前項第1号に基づく業務は、甲の区域内道路のうち甲があらかじめ指定

する範囲

- (2) 前項第2号に基づく業務は、甲の区域内道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲
 - (3) 前各号の他、甲において対処が必要と認める範囲
- 3 甲及び乙は、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、甲は乙に対し候補地の紹介をすることができるものとする。
- 4 乙は、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

(支援要請)

- 第4条 甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時等における車両移動に関する要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。
- 2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。
- 3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

(要請受諾)

- 第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。
- 2 前項の受諾は、災害時等における車両移動に関する受諾書（第2号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 乙は、業務実施にあたっては、甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

(車両の移動場所)

- 第6条 乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙の業務実施にあたり、一時的に甲の施設を使用する必要が生じた場合には、甲に対し、災害時等における車両移動に関する申出書（第3号様式）により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

- 2 乙の業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。
- 3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時等における車両移動に関する完了報告書（第4号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用負担）

- 第8条 甲は原則、第3条に基づき乙が行った車両の移動・保管等に関わる費用を負担するものとする。ただし、甲乙間で別途合意した場合は、一定の台数までの車両移動および保管に関わる費用は乙が負担するものとする。合意の台数を超える場合には、その費用負担について、甲乙双方で協議するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、甲が災害対策基本法その他の関連法令等により乙に本協定に係る費用を支払うことができる場合には、乙は業務に要した費用の全部または一部を甲に請求することができる。

（災害補償）

第9条 本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき乙が対処するものとする。

（損害賠償）

第10条 第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が

乙の業務実施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

- 2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、甲乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。
- 3 乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

（個人情報の保護）

- 第11条 乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。
- 本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

- 第12条 本協定の実施に関する責任者は、甲においては市長とし、乙においては理事長とする。
- 2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては危機管理課とし、乙においては組合本部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。
 - 3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を災害時等における車両移動に関する連絡先確認書（第5号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

- 第13条 甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。
- 2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。
 - 3 本条に規定する訓練等への協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、協力の内容や程度に応じて、乙は甲へ協議できるものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する2か月前までに本協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(補足)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、別に定める。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第17条 甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

2 前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号
栗東市
栗東市長 竹 村 健

乙 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1号
エートス協同組合
理事長 宮 本 明 岳

別記第 1 号様式（協定書第 4 条関係）

年 月 日

災害時等における車両移動に関する要請書

エートス協同組合理事長 様

栗東市長

「災害時等における車両の移動等に関する協定書」第 4 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

業務を実施する地域	
業 務 の 規 模	
人 員 及 び 機 材 等 の 集 結 場 所	
そ の 他	

所属：栗東市危機管理課

担当者名：

TEL：077-551-0109

FAX：077-518-9833

MAIL：kikikanri@city.ritto.lg.jp

別記第 2 号様式（協定書第 5 条関係）

年 月 日

災害時等における車両移動に関する受諾書

栗東市長 様

エートス協同組合
理事長

「災害時等における車両の移動等に関する協定書」第 5 条に基づき 年 月 日付
で要請のあった車両の移動について、下記のとおり受諾します。

記

	派遣する組合員名	車両移動機材		オペレーター の人数	集結予定 時刻	その他 必要事項
		種類	台数			
1						
2						

エートス協同組合
担当者名：
TEL：048-776-9733
FAX：048-788-2251
MAIL：

別記第3号様式（協定書第6条関係）

年 月 日

災害時等における車両移動に関する申出書

栗東市長 様

エートス協同組合
理事長

「災害時等における車両の移動等に関する協定書」第6条に基づき、下記のとおり施設の使用を申し出ます。

記

使 用 す る 施 設	
使 用 期 間	
使 用 理 由	
そ の 他	

エートス協同組合
担当者名：
TEL：048-776-9733
FAX：048-788-2251
MAIL：

別記第 4 号様式（協定書第 7 条関係）

年 月 日

災害時等における車両移動に関する完了報告書

栗東市長 様

エートス協同組合
理事長

「災害時等における車両の移動等に関する協定書」第 4 条に基づき 年 月 日付
で要請のあった車両の移動が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実施した業務内容	
活動場所	
活動に要した時間	

エートス協同組合
担当者名：
TEL：048-776-9733
FAX：048-788-2251
MAIL：

別記第 5 号様式（協定書第 12 条関係）

災害時等における車両移動に関する連絡先確認書

この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲 栗東市	危機管理局 危機管理課	
	T E L	077-551-0109
	F A X	077-518-9833
	E - M A I L	<u>kikikanri@city.ritto.lg.jp</u>
乙 エートス協同組合		
	T E L	048-776-9733
	F A X	048-788-2251
	E - M A I L	

年 月 日現在

甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行う。

別記第 6 号様式（確認書第 5 条関係）

年 月 日

被災者向けの自動車等の貸し出しに関する申出書

栗東市長 様

エートス協同組合
理事長

「災害時等における車両の移動等に関する確認書」第 4 条に基づき、下記のとおり施設の使用を申し出ます。

記

使 用 す る 施 設	
使 用 期 間	
使 用 理 由	
そ の 他	

エートス協同組合
担当者名：
TEL：048-776-9733
FAX：048-788-2251
MAIL：

災害時等における車両の移動等に関する確認書

この確認書は、令和 年 月 日付で栗東市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）との間で締結した災害時等における車両の移動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき必要な事項を定める。

（住家等からの車両撤去）

第1条 協定書第3条第2項第3号について、車両が甲の住民の家屋、施設、その他これに準ずる場所の敷地内にある場合において、住民から甲に対し、車両の撤去の要請ないし、依頼があった場合には、乙は甲からの要請に応じ車両を撤去することができるものとする。

（車両の保管場所）

第2条 協定書第3条第3項に係る災害発生後の車両の保管場所について、甲は平時から候補地の選定に努めるものとし、乙に対して任意の様式により情報提供するものとする。ただし、甲は乙に対し、これ以外の場所での車両の保管を委託することもできるものとする。なお、候補地の情報が更新された場合には、甲は、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 協定書第8条第1項に係る乙が費用負担する一定の台数は30台までとする。ただし、この台数については、甲乙双方の協議により変更可能とする。

（所有者等の検索及び車両処分等の支援）

第4条 甲は、車両の所有者等の早急な発見又は迅速な車両の処分を促進させるため、乙が設置する問合せ窓口と並行して、甲乙は可能な範囲において次の事項の措置を取るよう努めるものとする。

- (1) 甲は、甲の住民に対し、所定の方法（市の公式ホームページ、SNS等）を用いて車両を移動した旨公告し、また保管及び管理、その他車両処分に関わる一連の業務を乙に委託している旨を通知すること
- (2) 甲は、乙に対し、車両の占有者、所有者又は管理者等の情報提供（氏名、住所、連絡先等）又はこれに関する照会支援を行うこと
- (3) 乙は、甲の住民からの車両の買取・修理依頼があった場合には、要請に応じて車両の買取・修理を行うこと

(自動車等の貸し出し)

第5条 甲は、住民の復旧活動を促進させるため、乙に自動車等のレンタルを委託できるものとする。乙はこれに可能な限り協力するものとする。なお、自動車等をレンタルする場合には、乙からの委託のもと、株式会社タウが自動車等を貸し出すものとする。

2 乙の業務実施に当たり、一時的に甲の施設を使用する必要がある場合には、甲に対し、被災者向けの自動車等の貸し出しに関する申出書(第6号様式)により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号
栗東市
栗東市長 竹 村 健

乙 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1号
エートス協同組合
理事長 宮 本 明 岳